

令和 8 年度 日南保健所運営協議会

法制化されたオンライン診療について

令和 8 年 8 月 26 日
日南保健所総務企画課

1 オンライン診療とは

○「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和8年4月改訂）厚生労働省）より オンライン診療

遠隔医療（情報通信機器を活用した健康増進、医療に関するすべての行為）のうち、
医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行う行為

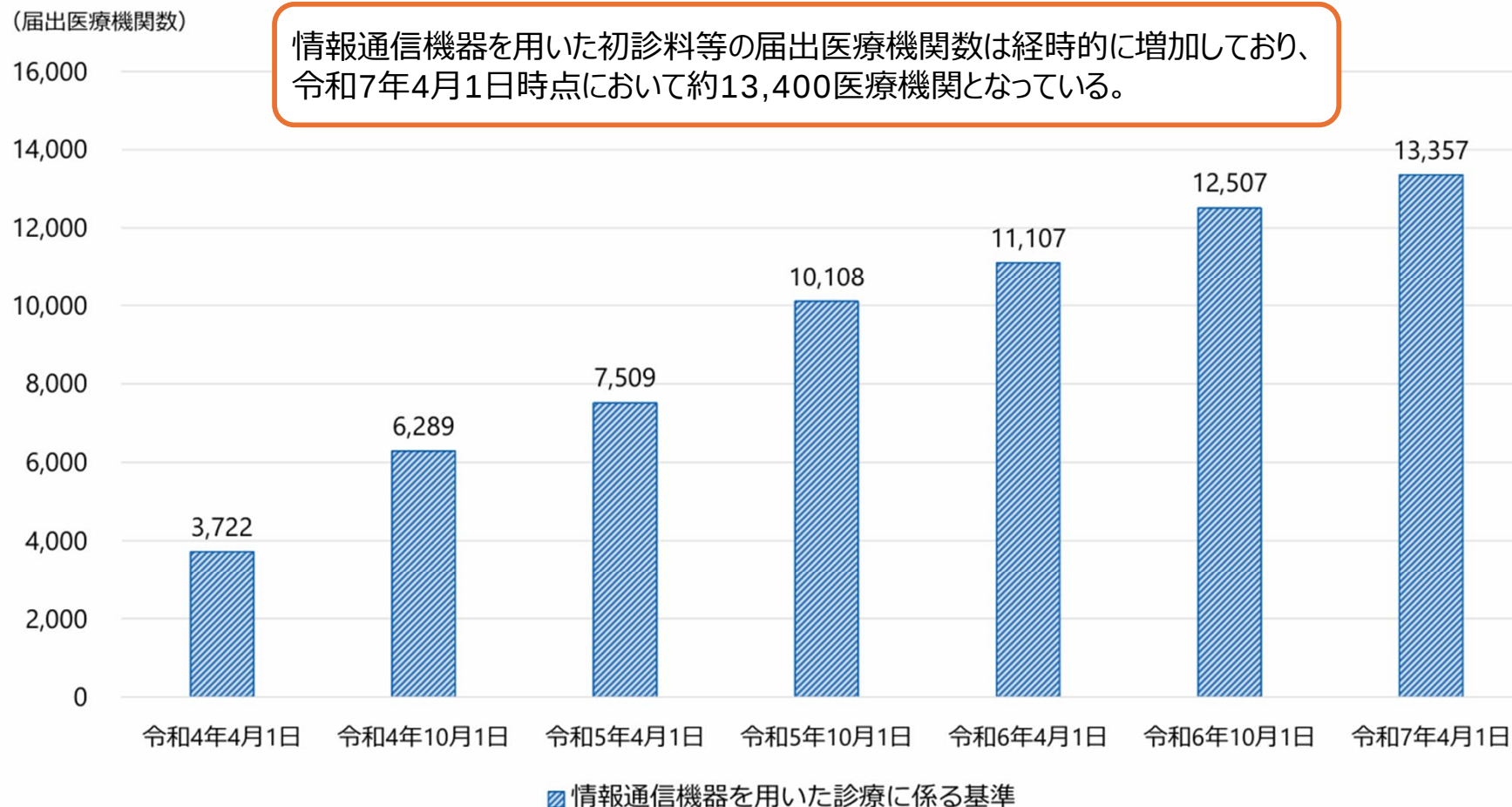
○厚生労働省ホームページ「オンライン診療について」

オンライン診療とは

スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にしながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。



2-1 オンライン診療に取り組む医療機関（全国）



出典：保険局医療課調べ（「情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出」状況の抽出結果）

2-2 オンライン診療に取り組む医療機関（宮崎県）

二次医療圏	件数
宮崎東諸県	27
都城北諸県	6
延岡西臼杵	1
日南串間	3
西諸	4
西都児湯	3
日向入郷	1
合計	45

日南市：1件（診療所）
串間市：2件（病院、診療所）

※令和8年7月時点で、医療情報ネット（ナビイ）の「オンライン診療実施の有無」が「有り」と掲載されている医療機関を集計したもの

3 オンライン診療の導入・普及の背景/経緯

(1) 従来からの背景

- 過疎化・高齢化の進展→医療アクセスの地域格差拡大、通院困難者の増加
- 医師の地域偏在、地方における医師不足

(2) 社会情勢の変化

- 情報通信技術（ネットワーク、端末（スマホ、タブレット）、ソフトウェア）の発達、普及
→オンライン診療に係るネットワーク接続環境の向上
- 2020年、新型コロナウイルス流行に伴う時限的・特例的な規制緩和（オンラインによる初診の解禁等）
→ 2022年、オンライン診療の適切な実施に関する指針の改訂により、恒久化

(3) 診療報酬上の評価

2018年、診療報酬の評価項目として「オンライン診療料」等が新設。

2022年、「オンライン診療料」の廃止→「情報通信機器を用いた場合の初・再診料」として再編
(オンライン診療に係る点数が対面診療の点数に大きく近づく。)

4 オンライン診療のメリット・デメリット

メリット（特徴、効果）

○患者負担の軽減

- ・ 通院に係る移動時間や待ち時間の負担が軽減される。

○治療継続率の向上、診療機会の拡大

- ・ 上記患者負担の軽減により、継続的な受診につながる事が期待される。
- ・ 遠隔地に住む患者や、移動が困難な患者にとって、医療サービスへのアクセスが向上する。
- ・ 専門医が少ない難病や希少疾患の患者に対し、遠方の医療機関でも診療の機会を提供できる。

○感染症リスクの低減

- ・ 感染症流行期や、基礎疾患を持つ患者など、他の患者等との接触機会を避けたい場合でも安心して受診できる。

○窓口業務の省力化

- ・ オールインワンタイプのオンライン診療システムを導入した場合、予約、受付、会計などの業務が自動化でき、スタッフの負担が軽減される。

デメリット（課題、注意点）

○診療の質の担保

- ・ 触診や聴診、様々な検査ができないので、対面診療に比べ、得られる情報が限定される。

○対象疾患の制限

- ・ オンライン診療に適さない症状も存在。現行の保険診療では対象疾患に制限がある。

○デジタル環境への対応

- ・ 患者やスタッフがデジタルツールに不慣れな場合、かえって診療のハードルが上がる可能性がある。
- ・ 通信不良で動画や音声が途切れると、診察が困難になる。

○セキュリティリスク

- ・ 公衆回線上で医療情報を扱うため、情報漏洩やサイバー攻撃などのリスクが懸念される。

○費用対効果

- ・ 診療報酬が対面診療に比べて若干低めに設定。
- ・ 専用のオンライン診療システムを導入する場合、導入費用や月額利用料、決済手数料などのコストが発生。
→費用対効果を見極める必要がある。

(補足) オンライン診療システムについて

オンライン診療システムとは

医師と患者との間でオンライン診療を行うためのツール。

→最低限、視覚（映像）と聴覚（音声）の情報をリアルタイムでやりとりできる情報通信端末（パソコン、タブレット、スマートフォンなど）が必要。

導入方法は大きく分けて2パターン

○様々な場面で利用される汎用の通話アプリ（Zoom、LINEなど）を導入

😊 低コストで手軽にオンライン診療を導入できる。

😞 処方箋の作成や決裁などオンライン診療に必要な機能は含まれていないため、それぞれ別途処理する必要がある。

○オンライン診療に必要な機能を備えた専用のシステムを導入

😊 予約、問診用・処方箋の作成、決済などの業務が自動化され、スタッフの事務負担が軽減、業務効率化が実現できる。

😞 システムによって機能や性能が様々。
また、導入費用、月額利用料のほか、決済手数料がかかるものもある。
→費用対効果も勘案の上、自院の規模、診療科に合ったシステムを選択する必要がある。

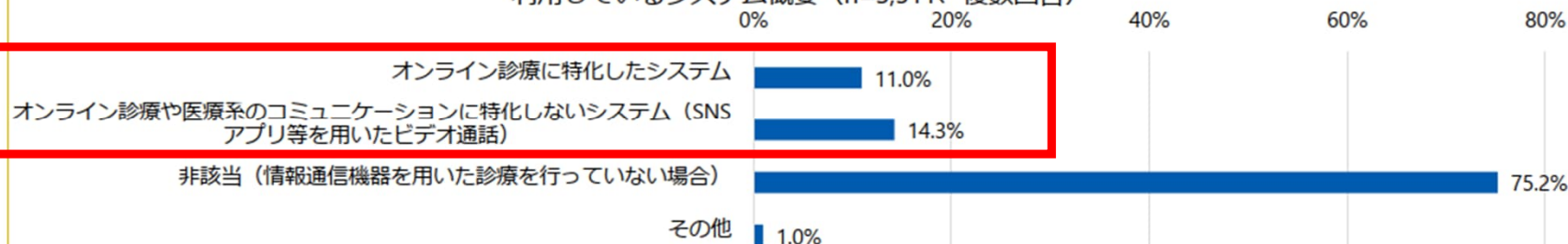
(参考)

オンライン診療に使用しているシステム等について（医療機関調査）

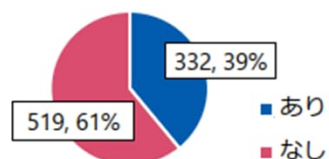
医療機関におけるオンライン診療のシステム導入時の初期費用の中央値は27.5万円、月額維持費用の中央値は1万円/月であった。

- システム利用に係る患者からの費用徴収をしている医療機関は約29%、徴収額の中央値は600円であった。

利用しているシステム概要（n=3,511、複数回答）

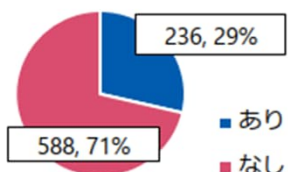


- システム利用に係るシステム提供者への費用の支払い（n=851）



	回答数	平均値	四分位数					
			25%Tile		50%Tile		75%Tile	
導入時初期費用	193件	779,887 円	36,500 円		275,000 円		475,000 円	
月額維持費用	205件	22,216 円/月	5,000 円/月		10,000 円/月		24,250 円/月	

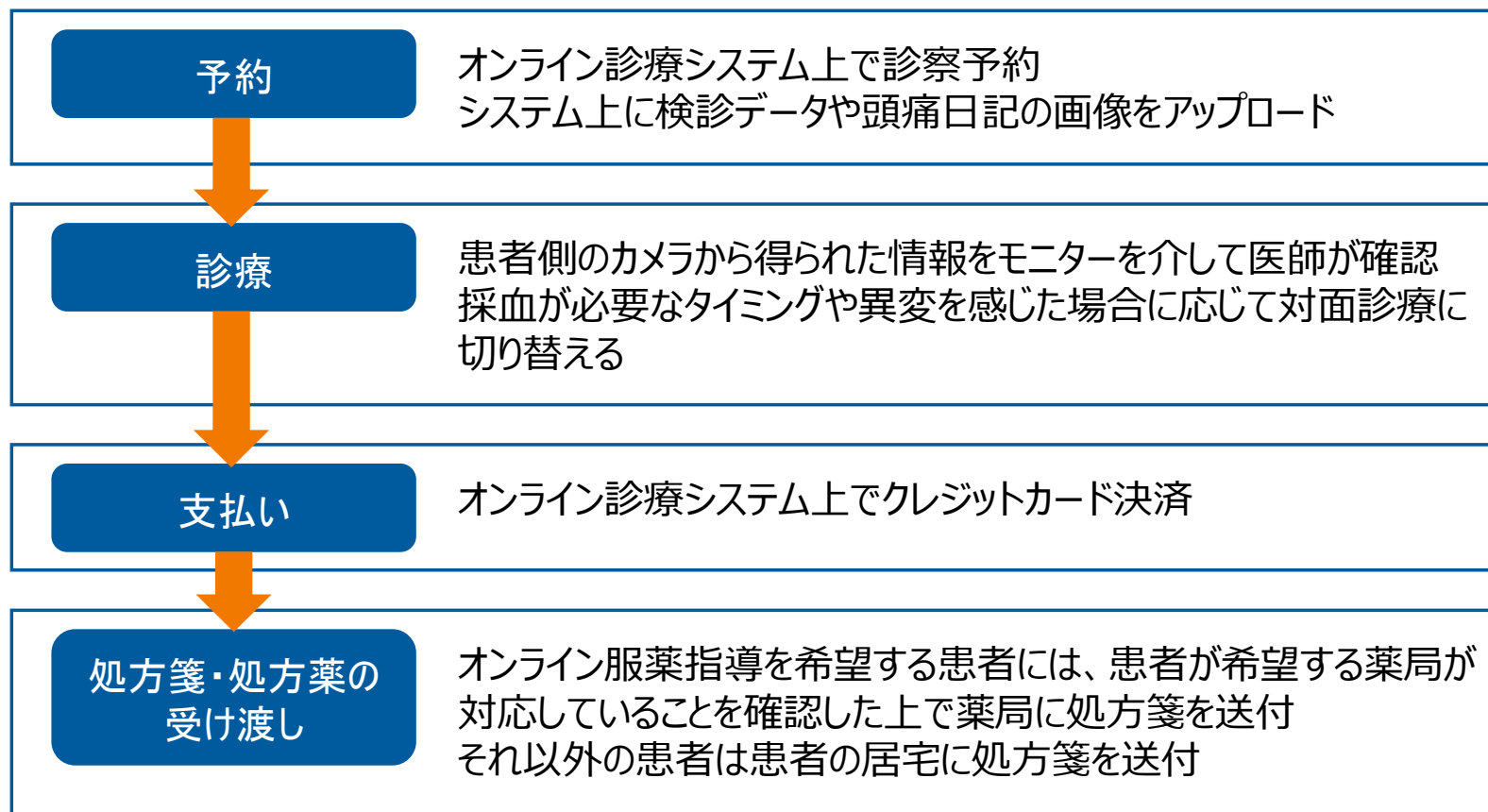
- システム利用に係る患者からの費用徴収（n=824）



	回答数	平均値	四分位数					
			25%Tile		50%Tile		75%Tile	
システム利用に係る患者1人当たりの平均徴収額	222件	891.3 円	500 円		600 円		1,000 円	

5 オンライン診療の一般的な流れ（実践例より）

頭痛等があり、症状が安定している再診の患者に対してオンライン診療を実施



6 改正医療法によるオンライン診療の法制化

令和8年4月1日に改正医療法が施行され、これまで解釈運用によって実施されてきたオンライン診療が法制化された。

(1) オンライン診療の届出義務化

- ・ オンライン診療を実施する医療機関は、所在地の都道府県知事への届け出が必要となった。

(2) オンライン診療基準の策定

- ・ 省令（医療法施行規則）でオンライン診療の適切な実施に関する基準（オンライン診療基準）を定めることとなり、オンライン診療は、この基準に従って実施しなければならないこととなった。

(3) オンライン診療受診施設の創設

- ・ 医療法上の医療提供施設の一つとして、患者がオンライン診療を受ける施設である「オンライン診療受診施設」が位置づけられた。

(4) 行政の監督権限強化

- ・ 以前から運用されてきたオンライン診療指針の内容が省令に引き上げられたことで、違反に対しては都道府県知事等の是正命令等が可能になった。

7-1 オンライン診療を実施する医療機関の届出

これからオンライン診療を実施する医療機関の届出

- ・ 新規開設する医療機関（病院・診療所）が同時にオンライン診療を開始する場合
→開設届に「オンライン診療実施の有無」を記載し、10日以内に管轄の保健所へ届出
- ・ 既存の医療機関が新たにオンライン診療を開始する場合
→変更を生じた日から10日以内に管轄の保健所へ届出



既にオンライン診療を実施している医療機関の届出

- ・ 令和8年4月1日時点で、既にオンライン診療を実施している医療機関
→経過措置により、令和9年3月31日までの間は変更の届出を要さない。
※ 毎年1～3月に医療機関が行う「医療機能情報提供制度」の定期報告と同時期に変更の届出を行う
ことでOK。

7-2 オンライン診療の適切な実施に関する基準（オンライン診療基準）

厚生労働省の通知として出されていた「オンライン診療指針」の中の「最低限遵守する事項」の内容を基本として、省令（医療法施行規則第9条の6の3～第9条の6の19）に「オンライン診療基準」が規定された。

オンライン診療基準の主な内容

- 診療計画**
 - ・ 医師・歯科医師はオンライン診療の前に、患者の心身の状態を対面診療により診断し、その評価に基づく診療計画を定め、2年間保存する。
- 本人確認**
 - ・ 医師・歯科医師と患者は、相互に身分を確認するために必要な書類を用いて本人であることを確認する。
- 患者への説明等**
 - ・ 医師・歯科医師は、オンライン診療の前に患者に対し、オンライン診療に関する事項（対面診療との組合せが原則であること、オンライン診療の利点・不利益情報、等）について説明しなければならない。
 - ・ オンライン診療は、必要な事前説明、患者の希望確認の上、合意がある場合に限り、行うことができる。
- オンライン診療の実施**
 - ・ 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うときは、医学的な観点からオンライン診療の適否を判断し、適切でないと判断した場合は、速やかにオンライン診療を中止し、当該患者が必要な対面診療に移行するために適切な措置を講じなければならない。
 - ・ かかりつけ医以外の医師・歯科医師が初診でオンライン診療を行おうとする場合、オンラインにより当該患者の症状及び医学的情報を確認しなければならない。
- 薬剤処方**
 - ・ 初診の場合、麻薬・向精神薬の処方、当該患者に対する8日以上処方等を行ってはいけない。

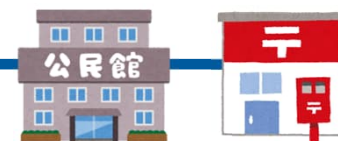
7-3 オンライン診療受診施設

オンライン診療受診施設とは（改正医療法第2条の2による定義）

- 施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設。

- オンライン診療受診施設は、特に医療資源が少ない地域において、医療アクセスの向上に資するものであり、例えば、へき地等において住民にとって身近な郵便局や公民館などを活用して設置されることが期待される。

（「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和8年3月27日医政発0327第5号厚生労働省医政局長通知）より



オンライン診療受診施設の要件等

- （1）設置者は個人・法人問わない（株式会社でも可）。また、医療従事者であること等の要件も設定されていない。
- （2）設置者が法人の場合には、当該施設の管理・運営責任者を配置する必要がある（常駐・専任である必要はない）。
- （3）設置者又は管理・運営責任者は、通信機器の不具合や患者急変時の連絡先を提示し、速やかに対応できる体制確保が求められる。
- （4）設置者は、当該施設が①清潔・安全であり、かつ、②外部から隔離された空間であること（プライバシー）を確保するための措置に加え、③オンライン診療システムの情報セキュリティの確保等に係る措置を講じなければならない。
- （5）設置者は、（4）により講じている措置の内容、また、当該施設が（4）の①～②の基準に適合していること、③の措置が講じられていることについて、ウェブサイト等への掲載により公表を行うこと。
- （6）設置者は、設置後10日以内に、当該オンライン診療受診施設の設置届を届け出る必要がある。

7-4 行政の監督権限強化

これまでの「指針」を「基準」として省令に引き上げることで、都道府県知事等は、オンライン診療に関して、病院・診療所に加え、オンライン診療受診施設に対し、立入検査、是正命令等を行うことができるようになった。



改正医療法による法令違反等への対応

○報告徴収、物件提出命令、立入検査

- ・ 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者（以下「医療機関」という。）に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、医療機関に立ち入り、人員、清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる（第25条第1項）。
- ・ 都道府県知事等は、医療機関の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、医療機関に対し、診療録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、医療機関の運営に係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる（第25条第2項）。

※ 第25条第1項の規定による報告徴収及び立入検査、並びに第25条第2項の規定による物件提出命令については、事務委任により保健所長が行う。

○是正命令、業務停止命令

- ・ 都道府県知事は、医療機関の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療機関に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる（第24条の2第1項）。
- ・ 当該医療機関が措置命令に従わないときは、当該医療機関に対し、都道府県知事は、期間を定めて、医療機関の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（第24条の2第2項）。

8 終わりに～本日のまとめ

- ・ オンライン診療は、情報通信技術の発達、コロナ禍に伴う時限的・特例的規制緩和、その後の恒久化、診療報酬上の評価等を背景として、全国的には徐々に普及が進んでいる。
- ・ オンライン診療は、患者にとって、通院時間・待ち時間の負担軽減、医療サービスへのアクセス向上といった利点がある。一方、対面診療に比べて得られる患者情報の限定や、オンライン診療に適さない症状も存在するといった注意点もある。
- ・ オンライン診療が法制化され、オンライン診療の届出義務が規定された。また、医療提供施設の1つとしてオンライン診療受診施設が創設された。医療アクセスの向上に資することが期待されている。
- ・ これまでの通知による「指針」から省令による「基準」が設けられた。これに伴い、オンライン診療を実施する医療機関や、オンライン診療受診施設に対し、行政の監督権限が強化された。

医療資源が少ない地域を始め、医療アクセスの確保に有用である
オンライン診療の適切な実施と推進を図ることが重要

